

解答3

【正解】 ×

【解説】 法令の解釈を誤ったことをもって、法律の適用を免れることはできない。

(参考：刑法8条・刑法38条 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。「1. 概論」の解答16の解説を参照のこと。) (2-L T-4)

解答4

【正解】 ×

【解説】 「**不拡散型輸出管理**」は、**特定の地域、国を対象として禁輸措置を講ずるものではなく、あらゆる国について懸念のある用途に向けた輸出でないことを見極めることをその基本としている**。例えば、**特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可**の対象であるリスト規制品を輸出令別表第3の地域（ホワイト国）向けに輸出する場合であっても、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるときは、当該許可が失効する場合がある。(2-T-2改)

削除: 特別一般包括輸出許可

解答5

【正解】 ×

【解説】 リスト規制該当技術を特定国の非居住者へ提供する場合の経済産業大臣による許可は、役務（えきむ）取引許可という。なお、外為法第25条では、役務取引・特定記録媒体等輸出等などの規制の根拠を定めている。(2-T-3改)

解答8

【正解】 ○

【解説】 ワッセナー・アレンジメントの参加国は、2012年8月
現在、41カ国。（2-T-5）

削除: 1

削除: 4

削除: 0

解答9

【正解】 ×

【解説】 ワッセナー・アレンジメント（WA）は、通常兵器の過剰な蓄積を防止することを目的としており、**輸出規制対象地域**は、パレスチナ、カシミールなどの**紛争地域に限定されているわけではなく、全地域**である。これは技術の提供についても、同様となる。（2-T-6）

解答10

【正解】 ×

【解説】 **生物・化学兵器を搭載できるミサイル及び無人航空機は、MTCRで規制**されており、オーストラリア・グループでは規制していない。オーストラリア・グループ（AG）では、生物兵器・化学兵器そのものではなく、それらの兵器の開発等に転用の可能性の高い汎用品及び専用品を規制しており、①化学兵器原材料（化学物質）、②化学兵器製造設備（反応器、貯蔵容器等）及び関連技術、③細菌製剤、同製造設備等を規制の対象としている。（2－T－7）

解答11

【正解】 ○

【解説】 **日本は、アメリカ合衆国、フランス、英国、ドイツ、大韓民国と同様、すべての国際的な輸出管理のレジームに参加**し、国際的な安全保障輸出管理の一翼を担っている。なお、**輸出令別表第3**では、NSG等の4つの国際レジームにすべて参加しており、かつ、安全保障に関わる輸出管理を厳格に実施している国として27カ国を定めている。これらの国をいわゆる**ホワイト国**と呼んでおり、我が国の輸出管理上は、例えばキャッチオール規制においては、これらの国を対象とする貨物の輸出・技術の提供は規制の対象外としている等規制の緩和化が図られている。（2－T－8）

削除: 6

解答20

【正解】 ○

【解説】 ワッセナー・アレンジメント（WA）では、重要事項の決定は、通常、年1回開催される総会において決められている。また、専門家会合は、通常、年2回リスト見直しのために開催されている。**ワッセナー・アレンジメント（WA）以外の輸出管理レジーム**も、それぞれ**ホームページ**を持っており、レジームの動向について公開している。（4－20）

解答21

【正解】 ×

【解説】 ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制リストに該当する貨物は、原則として輸出令別表第1の5の項から15の項に該当する貨物である。**リスト規制該当貨物**については、ワッセナー・アレンジメント加盟国へ輸出する場合であっても、**輸出令第4条の特例に該当する場合を除き、輸出許可が必要**である。（4－24）

解答22

【正解】 ×

【解説】 ワッセナー・アレンジメントは、通常兵器の過剰な蓄積防止の目的で、米国、欧州諸国、ロシア、日本を含む33カ国がメンバーとなって創立され、創立以来、参加国数は徐々に増え、201**2**年**8**月現在4**1**カ国となっている。（5－6）

削除: 1

削除: 4

削除: 0

解答4

【正解】 ×

【解説】 特例を定める**輸出令第4条**には、リスト規制該当貨物の輸出では、その**用途が学校教育用や学術研究用の場合、輸出許可を不要とする規定はない**。

なお、技術の提供では、**貿易外省令第9条第2項**にて、**学会などでの発表用の原稿や、基礎科学分野の研究活動にて提供される技術は許可の申請が不要**となっているので、貨物の輸出の場合と混同してはならない。(2-L T-13)

解答5

【正解】 ○

【解説】 現在、これら3カ国が輸出令**別表第4の地域**とよばれている。いわゆる**懸念3カ国**である。たとえば、輸出令別表第3の2（国連武器禁輸国）又は別表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、**特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可**を適用することはできない。

削除: 特別一般包括輸出許可

(2-L T-14)

解答6

【正解】 ×

【解説】 貨物の「**少額特例**」は**輸出令第4条**に定められているが、役務取引の特例である貿易外省令第9条には、このような少額特例の規定がないので注意を要する。(2-L T-15)

解答 2 4

【正解】 ○

【解説】 「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」では、「（中略）**輸出令別表第 1 又は輸出令別表第 2 の中欄に掲げる貨物に該当するか否か疑問が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）**について、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち**該当非該当に係る相談を希望する方は、判定を求めることができます。**」とされている。審査結果の通知は、**口頭**で行われる。（3－16）

削除: 文書又は

削除: に

削除: て

解答 2 5

【正解】 ○

【解説】 少額特例を規定する輸出令第 4 条第 1 項第五号では、「別表第 1 の 5 から 1 3 まで又は 1 5 の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が 1 0 0 万円（別表第 3 の 3 に掲げる貨物にあつては、5 万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第 4 に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第 3 に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第 3 の 2 に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）」とされている。

つまり、**輸出令別表第 1 の 1 の項（武器）、2 から 4 までの項（大量破壊兵器関連汎用品）及び 1 4 の項（軍需品）の中欄に掲げる貨物については少額特例の適用がない。**（3－18 改）

第3問

貨物の輸出許可が必要な場合でも、緊急な場合に限り、輸出申告の際、税関長に申し出ることにより、輸出許可証の提出は輸出後3ヶ月以内でよい。

第4問

個別輸出許可を申請するとき、当該輸出に係る取引契約書、又は注文書等が必要である。

第5問

個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地に関係なく、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請先と全く同じである。

削除: 特別一般包括輸出許可



解答3

【正解】 ×

【解説】 このような例外規定はない。

(参考) 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に対して証明しなければならない。（関税法第70条）（2-L T-25）

解答4

【正解】 ○

【解説】 輸出許可申請時には、**輸出に至った経緯がわかる契約書等が必要**である。**注文書等**でもよい。（運用通達の1-1の(2)の(ハ)の(b)参照。）（2-T-17）

解答5

【正解】 ×

【解説】 **個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地により、運用通達の別表第1の輸出許可等事務の取扱区分で分けられており、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可**の申請先（各経済産業局、各通商事務所、沖縄総合事務局）とは、必ずしも一致しない。

（3-14）

削除: 特別一般包括輸出許可

第6問

個別輸出許可も個別役務取引許可も有効期間は6ヶ月であるが、経済産業大臣によって、特に必要があると認められる場合は6ヶ月を超す有効期間も認められる。

第7問

輸出許可申請書に記載の経由地とは、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所をいう。

第8問

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可で輸出できる規制対象貨物は、輸出令別表第1の中欄に掲げられているすべての規制対象貨物ではない。

削除: 特別一般包括輸出許可

解答6

【正解】 ○

【解説】 **個別輸出許可の有効期間**は、輸出令第8条第1項により、「法第48条第1項の規定による許可及び第2条第1項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から**6月**」とされている。さらに、同法第2項で、「経済産業大臣は、**特に必要があると認めるときは、前項に規定する許可又は承認について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。**」としている。また、個別役務取引許可の有効期間についても、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」第2条第1項及び第2項に同様の規定がある。（3-17）

解答7

【正解】 ○

【解説】 運用通達の別表第3の1-4-2において、**経由地**とは「**貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所**」とされている。（3-20）

解答8

【正解】 ○

【解説】 包括許可取扱要領Ⅱで規定されているように、例えば、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物は、**特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可**を適用することができない。（4-1改）

削除: のIの2（3）①

削除: 特別一般包括輸出許可

第9問

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を
使用して、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）
取引許可の適用可能なリスト規制該当貨物をカナダに輸出する
場合は、用途や需要者の確認は不要である。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可



解答9

【正解】 ×

【解説】 包括許可取扱要領の（別表 3）の「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」の（7）の（表 1）に定められているように、輸出令別表第 3 に掲げる地域（ホワイト国）であるカナダ向けの輸出であっても、次に掲げるとおり、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が失効したり、経済産業大臣への事前の届出や事後の報告が必要となる場合があるので、用途や需要者の確認が必ず必要である。

削除: 1

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

（表 1）

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる（利用される）場合	輸出令別表第 3 に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第 3 に掲げる地域	失効（注 2）	
	上記以外	失効	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第 3 に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

書式変更: フォント: 8 pt

書式変更: 両端揃え

表の書式変更

書式変更: 両端揃え

書式変更: フォント: 8 pt

書式変更: 両端揃え, 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: 8 pt

（注 1）表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注 2）核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

第10問

輸出許可又は役務取引許可の申請は、株式会社の場合、代表取締役社長以外の者に委任したり、代理人に依頼することは認められていない。

第11問

横浜にある甲電機は、ベトナム向けに~~特別一般包括輸出・役務~~
(使用に係るプログラム) 取引許可を適用可能なリスト規制該
当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑い
があったので、経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省か
ら当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、甲電機
は、~~特別一般包括輸出・役務~~ (使用に係るプログラム) 取引許
可を適用して、当該貨物を輸出できる。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可



解答10

【正解】 ×

【解説】 法人の輸出許可又は役務取引許可の申請については、役務通達の別紙3で規定されている。**法人の場合、輸出許可申請及び役務取引許可申請の際の記名押印又は署名の当事者は、代表権者又は代表権を委任された者とされている。**また、運用通達の別表第3の1-1の(2)で代理申請について規定されている。(4-6)

解答11

【正解】 ○

【解説】 包括許可取扱要領の(別表3)「**特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可**」の条件の(8)にあるように、**届出を行った場合は、当該届出が受理された日から14日間は特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証**を用いて当該貨物を輸出することはできないが、14日間経過する前に経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合には、その時点から輸出ができる。(4-16改)

削除: 1

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

第12問

輸出貿易管理令（輸出令）は、経済産業省令の一つである。

第13問

輸出する貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）

取引許可は無条件に失効する。

削除: 特別一般包括輸出許可



解答12

【正解】 ×

【解説】 **輸出令**は、外為法第26条、第48条、第49条、第67条、第69条及び附則第4項の規定に基づき、**内閣が定める政令**（憲法73条6号）である。**規制される貨物や技術等は国際情勢や国際的な取り決め等により、たびたび変更**されることから、改正には国会での承認が必要な**法律で規定するよりも、内閣の命令である政令の方が機動的に対応**できるため、法律（外為法）により政令（輸出令）という形で内閣に委任されている。経済産業省令は、法律や政令に基づいて定められる法令である。（5－9）

解答13

【正解】 ×

【解説】 包括許可取扱要領によれば、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、輸出する貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」は、「用いられる場合」又は「用いられるおそれがある場合」と異なり、無条件に失効するわけではなく、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要とされている。（5－16改）

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 一般包括輸出許可

第15問

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、通常の場合、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3ヶ月前の日以前から申請を行うことができる。

第16問

輸出許可、役務取引許可の申請は、貨物・役務の種類、仕向地・提供地により、経済産業省安全保障貿易審査課又は経済産業局（通商事務所を含む。）又は、沖縄総合事務局の商品輸出担当課へ行う。

解答15

【正解】 ○

【解説】 特別一般包括許可の更新については、包括許可取扱要領Ⅱの1.1「更新申請の時期」で、通常の場合、「有効期限の3月前の日以前に」申請を行うことができると定められている。特別一般包括許可は取得すると、通常、3年間有効で、便利であるものの、適用可能貨物・技術の可否等の判断間違い・紛失・期限切れ等の危険もあるので、使用に際しては、必ず関係法令を確認し、内部にチェック記録を残す。(8-14改)

削除: のI

削除: 6 (2)

削除: ようにするとよい

解答16

【正解】 ○

【解説】 運用通達の1-1の(1)の「輸出許可事務の取扱い」及び役務通達の2の(1)の「根拠法令及び事務の取扱い」で、許可申請について、明確に規定されている。なお、運用通達や役務通達という「商品輸出担当課」という用語の意味は、経済産業局等に輸出許可と役務取引許可を担当するセクションがあることを示す総称であって、例えば、現在の沖縄総合事務局経済産業部商務通商課は、この「商品輸出担当課」に含まれる。通達は、本来、各省庁の上級機関が、その所掌事務について、所管の職員に対し、事務手続や法令解釈等を示す命令・示達（国家行政組織法）であることから、このような総称が用いられている。(8-12)

解答17

【正解】 ×

【解説】 輸出許可の具体的な申請先や具体的に必要な書類は、運用通達で規定されている。役務通達は、役務取引の具体的な申請先や具体的に必要な書類を規定している。(8-14)

解答18

【正解】 ×

【解説】 個別の輸出許可の有効期間は、原則、6ヶ月であり、必要に応じて、延長も認められている。必要な書類は、運用通達に規定がある。(9-8改)

解答19

【正解】 ○

【解説】 特別一般包括許可の範囲は、包括許可取扱要領Ⅱの4で規定されており、輸出令別表第4に掲げる地域以外でもアフガニスタンやリビア等の国連武器禁輸国は経由する場合を含めて、特別一般包括許可が適用できない。(10-10改)

削除: Iの2(3)

解答20

【正解】 ×

【解説】 外為令別表の9の項に該当する通信用暗号ソフトをアメリカに返品する場合でも、外為法第25条第1項により、役務取引許可を取得しなければならない。役務取引許可に関する例外の規定は、貿易外省令第9条に規定されている。

▼ (10-22)

削除: 返品についての許可例外は設けられておらず、設間の暗号ソフトは、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されていないため、同条第2項第十四号ロの要件を満たさないで、役務取引許可は必要である。

解答12

【正解】 ×

【解説】 マカオにある農産物の輸入商社から核濃縮にも使用できる遠心分離器のローターに使うアルミニウム管の注文をうけている点で、非常に不自然な取引である。**核兵器等開発等省令や明らかなガイドライン等をチェックし、必要に応じて、経済産業省への相談等**も検討する必要がある。したがって、直ちに輸出することは輸出管理上適切でない。(4－5)

解答13

【正解】 ×

【解説】 一般的には、商社は貿易手続きについて精通しているものの、本問のように**国内販売であっても輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合と同様な審査等**が必要とされている。(4－17)

解答14

【正解】 ○

【解説】 包括許可取扱要領 Ⅱ参照。 (5－15改)

削除: のIの2 (4) (ハ)